

グロッサリ

国際規格と国内規格

規格を作成に参加する範囲で考えると、国際規格、地域規格、国内規格、業界（団体）規格、社内規格などに分類できる。その中で国際規格は最も多くの国が参加して国際的な標準化機関で定められる規格である。

代表的な国際規格は国際標準化機構（ISO: International Organization for Standardization），国際電気標準化会議（IEC: International Electrotechnical Committee）及び国際電気通信連合（ITU: International Telecommunication Union）などが作成する規格である。

また、国内規格はそれぞれの国が定める規格である。具体例としては、英国では英国規格協会（BSI: British Standards Institution）が制定する英国規格（BS: British Standards），ドイツではドイツ規格協会（DIN: Deutsches Institut für Normung）が制定するドイツ工業規格（DIN: Deutsche Industrie Normen）などがある。

わが国の場合には日本工業標準調査会（JISC: Japan Industrial Standards Committee）が制定する日本工業規格（JIS: Japan Industrial Standard）がある。国際規格が定められると、必要に応じてそれを日本語に翻訳して JIS とする場合も多い。

ISO/IEC JTC 1 の規格化プロセス

ISO と IEC は情報技術に関しては、JTC1 (Joint Technical Committee 1) という会議を作り、国際規格の審議を行い標準化を行っている。この会議を ISO/IEC JTC1 と呼ぶ。

JTC 1 での規格開発のプロセスは大きく分けて、標準的プロセスと迅速化プロセスの二つがある。

ほとんどの規格は標準的プロセスで作成される。このプロセスは、まずはある新規の規格を作成しようという提案から始まり、何段階かの投票を経て国際規格になるので、通常数年（2 年から 3 年）の時間がかかる。これに対して迅速化プロセスの場合は、すでに特定に地域や国で使用されている地域規格や国内規格そのものが Fast Track 手続きで提案されるか、あらかじめ JTC 1 で適切な標準化機関（組織）として認定されたところから PAS 手続きで提案されたものが一度の投票を経て国際規格になるもので国際規格になるまでの時間は大幅に短縮される。

詳しい手続きについては本特集冒頭の「編集に当たって」の図 4 を参照されたい。

情報規格調査会

情報規格調査会は、長年にわたって国内意見の集約とその国際規格への反映を続けており、JTC 1 傘下の SC (Sub Committee) の活動に関しても幹事国を積極的に引き受けて国際貢献を行ってきてている。

情報処理学会における情報技術分野の標準化活動は、1960 年の学会自身の創立直後にまで遡ることができる。当時の工業技術院の委託を受ける形で、創立間もない情報処理学会が学会内に国内対策委員会を設置した。以来、わが国の情報技術分野の国際標準化活動は、情報処理学会の活動の一環として、50 年近い歴史を刻み続けることになった。1987 年には ISO/TC 97 が実質的に IEC のいくつかの組織を吸収して、ISO と IEC 双方の傘の下に合同技術委員会 ISO/IEC JTC 1（タイトルは Information Technology）が作られることとなった。学会はこの動きに先駆けて、1986 年には現在の情報規格調査会へと改組拡充し、通商産業省（現経済産業省）所管の日本工業標準調査会（JISC）の委任を受ける形で、国内の JTC 1 対応活動を主要な役割の一つとして活動を続けることとなり、今日に至っている。

現在 JTC 1 傘下には現在 18 個の SC (Sub Committee) がある。このうち SC17 と SC28 を除く SC について対応する国内委員会は情報規格調査会に設けられている。また、国際的な貢献として日本は 5 つの SC について幹事国を引き受けているがこのうち 4 つは情報規格調査会が引き受けている。

デジタル標準とデファクト標準

規格が作成されるプロセスという観点からみると、公的な機関で定めるのがデジタル標準（通常、規格ではなく標準と呼ばれる）で、市場での競争の結果決まるのがデファクト標準と呼ばれる。デジタル標準の場合は標準を定めるプロセスが明確に定められているのに対して、デファクト標準は市場が決めた事実上の標準といえる。

これら二つの標準にはそれぞれ長所と短所がある。その詳細については本特集冒頭の「編集に当たって」の表 1 を参照されたい。研究者の共通化あるいは経済的な理由などによりデジタル標準とデファクト標準は積極的なリエゾン関係の構築と密接な関係を持ちつつ発展して

いることが多い。

国際規格の知的所有権

国際規格の知的所有権には著作権、特許権、商標権の三つの権利がある。本特集の読者にとってもこれら三つの側面は興味深いものと考え、それぞれの側面について他のグロッサリの項目より詳しく説明する。

国際規格策定上の知的財産権の取り扱い方針について、ISO 及びIEC においてはISO/IEC 業務用指針（ISO/IEC Directives）に規定している。具体的にはISO/IEC Directives, Part 1, 2.13(著作権), 2.14(特許権), 付属書I(特許権), 及びDirectives, Part 2, 6.6.3(商標権), 付属書F(特許権) に記載されている。付属書I Guidelines for Implementation of the Common Patent Policy for ITU-T/ITU-R/ISO/IECは、ISO/IEC/ITUが特許の扱いと手続きを統一し、2007年に共通特許方針として定めたものである。

(著作権の方針)

すべての国際規格及び規格原案、委員会原案、国際規格原案、国際規格最終原案は、ISOまたはIEC（該当するいずれか）の著作権によって保護されている。国際規格原案の複製は、規格開発過程で使用される場合に限り、無償で使用することが認められているが、他の場合は、複写及び再配布について、特定の制限を受ける。

国際規格は、ISO中央事務局、IEC中央事務局からの明確な承諾がなければコピーすることはできない。

(特許権の方針)

国際規格策定で問題になる「特許」とは、必須特許、実用新案、考案に基づくその他の制定法上の権利、それらの応用を含む同様の権利を意味し、出願中の未公開特許等を含む。

技術的に特許権が適用される項目を仕様に含めることが妥当な場合は、規格の提案者・作成者はその特許権について委員会の注意を喚起することが求められている。共通特許方針では、開発中の国際規格に関する特許の早期の情報公開と確認を促している。

特許権保有者は、ISO/IEC/ITU 共通の特許声明書様式を使って、該当中央事務局に特許声明書を提出しなければならない。国際規格の使用を確保するためには、妥当で公平なライセンス (RAND: Reasonable and Non-Discriminatory) で世界中の使用者にライセンスを与える意向があることを示すことが不可欠である。

ISO、IECは、国際規格に関わる特許の適合性または必須性の評価、実施許諾の交渉・特許の紛争には関与しな

い、としている。

(商標権の方針)

規格文書では、特定製品の商標は、それが一般的に用いられている場合でも、できるだけ避けることが望ましいとされている。例外的に使用が避けられない場合には、登録商標記号"®"を付ける方法ではなく、その性質を示すよう努めなければならない。その文書の適用に適した製品が一つしかない場合は、「その商品を推奨するものではなく、同一の成果が得られる場合は、他の製品でもよい」旨を表した脚注を添える。また、製品の特性について詳細記載することが難しい場合には、登録商品名を書くことも出来るが、その場合は、「市販品の一例で、使用者の便宜を図るために記載したものであり、ISO、IECが奨励するものではない」旨の脚注を添えることになっている。

(大蔵和仁)